

介護職員勤務環境改善支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定による都道府県計画に定める事業の実施に要する経費について、当該事業者に対し、予算の範囲内において介護職員勤務環境改善支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 この補助金の補助対象事業、補助対象経費、基準額、単位及び条件は、別表1のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、前条に定める補助対象経費の実支出額の合計額と別表1に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙（1））
- (2) 所要額調書（様式第1号別紙（2））
- (3) 補助事業に係る歳入歳出予算書（見込書）の抄本
- (4) 納税証明書（県税）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

4 知事は、前項（1）に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができるものとする。

(交付申請総額が予算額を上回ったとき)

第5条 前条による交付の申請により交付申請額の総額が予算額を上回った場合においては、別表2に定める順番により事業を選定し交付額を算定するものとする。

2 前項の場合において、予算額の範囲内となった時点で選定等を完了するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合には、様式第2号に

より知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助金の額に変更を来すことなく、かつ事業内容を著しく変更しない程度の軽微な変更であるときは、変更の理由が生じた後速やかに、様式第2号に準じた様式により知事に報告しなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止又は廃止の理由が生じた後速やかに、様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及び関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告すること。

なお、知事に報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) 事業を行う者が(1)から(7)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとし、その提出期限は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第5号別紙（1））
- (2) 所要額精算調書（様式第5号別紙（2））
- (3) 補助事業に係る歳入歳出決算書（見込書）の抄本
- (4) 機器等に関する見積書、契約書、納品書及び請求書
- (5) 機器等及びコンサルティング業務に関する費用の支払いがわかるもの
- (6) 事業執行状況写真（コンサルティング、リフト機器、試用の様子など）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取消等)

第9条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(提出部数)

第11条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、平成29年度から平成30年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、平成32年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。